日・アイルランド首脳共同声明 「共通の野心によるパートナーシップの前進」 2022年7月20日

前文

- 1. 2022年7月20日の岸田文雄内閣総理大臣とミホル・マーティン首相の東京での首脳会談に際して、両首脳は、首脳及び閣僚級で行われているハイレベルの関与及び事務レベルでの二国間の関与による、日本とアイルランドの二国間関係の強化と深化を歓迎した。
- 2. 両首脳は、日・アイルランド外交関係開設65周年の節目の年に当たり、201 3年に署名された共同宣言以来の二国間関係の成果及び継続的な発展を認識した。
- 3. 両首脳は、日本とアイルランドの関係及び交流を新たなより高いレベルへ引き上げるという強く共通した意図を宣言した。
- 4. 両首脳は、自由、民主主義、人権及び法の支配という共通の基本的価値、並びに 両国の親密かつ友好的な関係と共通の利益に基づき、二国間の協力を深め発展さ せるために必要な行動を取ることを決意した。
- 5. 両首脳は、ロシアの軍事侵略及びそれが引き起こし続ける苦痛と人命の喪失を非難することにおいて、国際社会の圧倒的多数と共にあり続けるとともに、ウクライナ政府及び国民と連帯する。無辜の民間人の殺害は、重大な国際人道法違反であり、断じて許されない。両首脳は、ロシア軍によって行われた残虐行為に責任がある者はその責任を負い、裁かれなければならないことを確認した。
- 6. 両首脳は、日EU経済連携協定(EPA)及び日EU戦略的パートナーシップ協定(SPA)に共に参加することから生じる、日本とアイルランドとの間のより広範なパートナーシップによって、両国間の関係が将来にわたって強化・拡大され続けるであろうと宣言した。
- 7. 両首脳は、EPA及びSPAの下で、政治的、経済的及び文化的なつながりやコミットメントの拡大により包括的にパートナーシップを強化し、またこれに関連して、あらゆるレベルでの協議の強化及び全ての共通の関心事項に関する共同での対応によるものを含め、協力を強化することへの日本とEUのコミットメントを想起した。
- 8. マーティン首相は、アイルランド政府の海外における最大の単一の資本投資である東京の新たなアイルランドハウスの建設計画が進んでいることを強調した。「グローバル・アイルランド:アジア太平洋における実現」の主要な成果であるアイルランドハウス計画は、二国間関係及び交流の拡大へのアイルランド政府のコミットメントの強さを表すものである。岸田総理は、同計画を歓迎した。

9. 両首脳は、新型コロナウイルス感染症がもたらした人命の喪失及びその他の影響への哀悼の意を共有した。両首脳は、このパンデミックへの対応において連帯することを表明し、世界的な回復及び進行中の警戒を支援するため二国間協力を継続することにコミットした。

「国際場裡で同志国として協働する」

- 10. 両首脳は、ルールに基づく国際秩序を維持・強化させ、グローバルな課題に対処するため、リーダーシップを発揮し、二国間及び多国間の枠組みを通じた協力にコミットする必要性を認識した。両首脳は、国際の平和と安全の維持、経済・社会的発展の追求並びに人権の保護及び促進のための最も効果的手段として、国連がその中核にあるルールに基づく国際秩序への力強いコミットメントを改めて表明した。両首脳は、国際の平和と安全の維持のため国連安全保障理事会に与えられている一義的な責任を含む国連憲章への支持を再確認した。両首脳は、ルールに基づく国際秩序の発展に果たす国連の基本的な役割を認識し、国連安全保障理事会を含む国連改革への支持に言及した。両首脳は、地球規模の課題に対応し、持続可能な開発のための2030アジェンダの履行を加速し、21世紀の現実に合わせ対処すべく多国間機関を強化するためにリーダーシップを示すことにコミットした。
- 11. 両首脳は、多国間・地域機関の加盟国として地位を最大限活用しつつ、パートナーとして取り組んでいくことの重要性を認識するとともに、紛争予防や説明責任メカニズムの強化に向けたコミットメントを再確認した。
- 12. 両首脳は、インド太平洋地域へのそれぞれのアプローチの間にある共通点を土台としつつ、包摂的で、法の支配及び民主的価値に基づき、威圧によって制約されることのない、自由で開かれたインド太平洋に向けた協力を強化することで同意した。両首脳は、ASEAN、南アジア及び太平洋島嶼国への関与を含め、インド太平洋における日EU協力を支持し、取り組むことにコミットした。
- 13. 両首脳は、現在行われている新型コロナウイルス感染症への対応が引き続き共通の優先事項であることを認識した。また、両首脳は、両国がACTアクセラレータ及びCOVAXファシリティへの貢献を行ったことを想起し、安全で効果的かつ品質が保証された新型コロナのワクチン、診断及び治療への普遍的で公平かつ負担可能な価格でのアクセス、並びに保健システムの強化を支援することの重要性を認識した。両首脳は、開かれたサプライチェーンを維持しつつ、世界中でワクチン生産、輸送及び接種能力の拡大に向け協力する意向を表明した。また、両首脳は、将来のパンデミックに対する予防、備え及び対応を強化する重要性を確認した。
- 14. 両首脳は、特に国際の平和と安全に関する以下の分野において、緊密に連携することを決意した。

- 14.1. 両政府は、特に日本又はアイルランドが理事国を務める期間において、 国連安全保障理事会が扱う地域及びテーマ別の重要課題への関与と協力 を深化させることを決定した。
- 14.2. 両政府は、平和維持活動の分野において、両国間で経験を共有することにより、協力の機会を特定し、模索することを決定した。
- 14.3. 両政府は、紛争下の性的暴力を含むジェンダーに基づく暴力に対処し、 女性・平和・安全保障のアジェンダに取り組むためのグローバルな努力 を推進することにコミットした。
- 14.4. 両政府は、平和構築委員会の役割の強化を含め、国連平和構築アーキテクチャーの見直しに引き続き積極的に貢献することにコミットした。
- 14.5. 両政府は、核兵器不拡散条約(NPT)が国際的な核軍縮・不拡散体制の礎であり、NPT第6条に基づく核軍縮の追求及び原子力の平和的利用のための不可欠な基礎であることを再確認した。両政府は、第10回NPT運用検討会議における意義ある成果の実現を含め、NPT体制の維持・強化のため、緊密に連携することにコミットした。
- 14.6. 両政府は、40年にわたる世界の核兵器の減少の流れを維持しなければならず、逆行させてはならないと強調した。この観点から、両首脳は、関係する諸国を巻き込んだ軍備管理・軍縮の取組が進むよう関係国と引き続き議論を行っていく意向を再確認した。
- 14.7. 両政府は、明白な国際法違反であるロシアによるウクライナ侵略におけるロシアのレトリックと行動が、核軍縮・不拡散の努力を完全に後退させたことに対し深い懸念を表明した。両政府は、核戦争に勝者はなく、戦われてはならないことを確認した、2022年1月3日の「核戦争の防止及び軍拡競争の回避に関する共同声明」にかかわらず、ロシアが抑止部隊を特別警戒態勢に引き上げた決定に関して深い懸念を表明した。
- 14.8. 両政府は、国際法にしっかりと基づき、オンライン・オフラインの両方で人権と基本的自由が保護される、開かれた、安全で、アクセス可能かつ平和なサイバー空間のためのルールに基づく多国間アプローチの推進にコミットした。
- 15. 両首脳は、人権を促進、保護し、また深刻な人権侵害に対ししっかり声を上げることにコミットした。
 - 15.1. 両政府は、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメント、性的指向、性 自認並びに児童の権利を含む、人権に関する共通の優先事項について、 多国間のフォーラムにおいて連携を継続することにコミットした。

- 15. 2. 両政府は、人権理事会における市民社会空間決議のコアグループへの参加を通じたものを含め、市民社会空間の促進と保護に向けた連携を継続することにコミットした。
- 16. 両首脳は、気候変動対策と貧困撲滅を含む持続可能な開発目標の実施に向けて連携する機会を特定し、展開することを決定した。
 - 16.1. 両政府は、2022年の人間の安全保障に関するUNDP特別報告書に 照らし、誰一人取り残されないことを確保し、人間の安全保障の達成に 向けて協力することへのコミットメントを再確認した。
 - 16.2. 両政府は、イノベーションや新たな技術への投資を通じたものを含め、 未来社会への投資の増加の重要性を再確認した。
 - 16.3. 両政府は、持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日EUパートナーシップを通じて、持続可能で、包摂的でルールに基づく連結性を 促進するための協力の機会を探求することを決意した。
 - 16.4. 両政府は、全ての関係者に対し、質の高いインフラ投資に関するG20 原則など、貸付及び投資に関するものを含む国際的に認められたルール とスタンダードを遵守することを呼びかけた。特に、両政府は、債務国 の外交的自律の基礎となる公正で開かれた貸付慣行の重要性を改めて強 調し、日本とアイルランドが引き続き、債務の透明性の向上、債務措置 に係る共通枠組を適時の秩序だち連携した方法で、迅速に実施すること、及び措置の同等性の原則に沿って民間債権者及び他の公的な二国間債権 者の公平な負担を確保するため引き続き取り組むことを確認した。
 - 16.5. 両政府は、特に、ウクライナや食料不足の第三国における食料安全保障 や農業を支援することによる、世界的な食料と栄養の安全保障に対する コミットメントを確認した。
 - 16. 6. 両首脳は、アフリカ及び他地域における開発協力及びスケーリング・アップ・ニュートリション (SUN) ムーブメントを通じた成功裡の連携に基づき、特にサブサハラ・アフリカや太平洋地域において、具体的な二国間協力の機会を共に特定することにコミットした。
 - 16.7. 両政府は、持続可能な開発のための教育を促進することの重要性を確認した。
 - 16.8. 両政府は、2030年までに決定的な行動を取り、2050年までにネット・ゼロ排出を達成するため、アイルランドの気候変動行動計画、日本のグリーン成長戦略、また、パリ協定の理念に合致する最新の長期戦略や国が決定する貢献(NDCs)を含む各々のコミットメント及び戦略を再確認した。両政府は、気候・環境行動を加速するための日EUグ

リーン・アライアンスに基づく協力を深化させることを決定した。両政府は、パリ協定の目的を達成する上で国連気候変動枠組条約(UNFCC)のプロセスが重要であることを想起した。

- 16.9. 両政府は、気候変動が、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国における最も脆弱な人々に及ぼす影響に留意するとともに、日本とアイルランドがこれらの国々の気候変動への適応及び緩和に対処する取組みを支援することを確認した。
- 17. 両首脳は、ウクライナの住民並びに病院及び学校を含む民生インフラへの破壊的攻撃に驚愕しており、これを非難する。ロシアの指導部は、2022年2月24日にウクライナ領域内で開始した軍事作戦を停止するとの国際司法裁判所の命令に直ちに遅滞なく従う義務がある。両首脳はまた、ロシアに対し、ウクライナ全土から自国の軍及び装備を撤退させるよう要求した。両首脳は、経済・金融制裁措置の完全な実施等により、ロシアに厳しい結果を課すという決意を強調した。両首脳はさらに、ベラルーシ当局に対し、更なるエスカレーションを回避し、自国の軍又は領域をウクライナに対して使用しないよう求めた。加えて、両首脳は全ての国に対し、ロシアによるウクライナ侵略の継続の助けとなるような軍事又はその他の支援をロシアに対して行わないよう求めた。両首脳は、そのようないかなる支援についても警戒していく。
- 18. 両首脳は、引き続き東シナ海及び南シナ海における状況を深刻に懸念し、地域の安定やルールに基づく国際秩序を損ない得る、力により現状を変更し、緊張を高めるあらゆる一方的な試みへの強い反対を再び表明した。両首脳は、国際法、特に、平和的な手段による紛争解決義務に係る規定を有する国連海洋法条約(UNCLOS)を尊重すること、並びに航行及び上空飛行の自由を維持することの決定的な重要性を再確認した。両首脳は、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調し、両岸問題の平和的解決を促した。
- 19. 両首脳は、最近の大陸間弾道ミサイル(ICBM)発射を含め、国連安保理決議に違反し、不安定化をもたらす北朝鮮による弾道ミサイル発射を非難し、北朝鮮が全ての核兵器、既存の核計画、その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を、完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法で廃棄することを求めた。両首脳は、関連する国連安保理決議の完全な履行の重要性を強調し、北朝鮮に対し、関連する国連安保理決議の下での義務を完全に履行し、NPT及び国際原子力機関(IAEA)保障措置の完全な遵守へ早期に復帰し、また、包括的核実験禁止条約(CTBT)について署名及び批准をすることを求めた。両首脳は、北朝鮮に対し、全ての人権侵害を終わらせ、拉致問題を即時に解決することを強く求めた。
- 20. 両首脳は、ウクライナ、イランの包括的共同作業計画(JCPOA)、アフガニスタン、北朝鮮、シリア、リビア、中東和平、ミャンマー、新疆及び香港な

どのグローバル及び地域的な課題への継続した取組にコミットし、これらの問題について二国間対話及び日EU間での取組の重要性に言及した。

「経済関係の強化」

- 21. 両首脳は、我々のような先進的経済国の間の協力の価値及びそれぞれの国が提供する機会を認識した。アイルランドは、現在、また今後も、EU、その単一市場及び関税同盟並びに統一通貨ユーロ圏について、強くコミットした、安定し信頼できる参加加盟国であり続ける。このように、アイルランドは、EU及びその単一市場との貿易・投資にとって理想的な英語圏のゲートウェーであり続ける。世界の主要な経済大国の一つである日本は、繁栄するインド太平洋地域、自由で開かれた国際経済システムの強化、新たな貿易・投資ルールの構築、アジアのビジネスセンターであると共に「ビジネスを行う上で世界最良の国」であることにコミットしている。
- 22. 両首脳は、日EU・EPAの重要性と、また、EPAが日本とアイルランドの 経済協力を一層促進する可能性を強調した。両首脳は、EPAが日本及びアイル ランドの幅広い産業の輸出業者や企業にもたらす機会を最大化することへのコミ ットメントを再確認した。
- 23. 両首脳は、強く持続可能な経済成長に向けた両国のそれぞれのアプローチ、並びに日アイルランド間の貿易、投資、イノベーション及びその他の経済協力・交流を広げ拡大するという共通の決意が、自由で開かれた新たな国際経済貿易体制の構築及びWTOの改革・強化に向けた共通の原則とコミットメントに基づくことを宣言した。
- 24. 両首脳は、開かれた包摂的なグローバル経済を奨励する政策を追求する重要性を支持し、ルールに基づく多角的貿易体制を堅く支持し、促進し、形成する決意を宣言した。両首脳は、経済的威圧に反対するという2022年5月の日EU定期首脳協議における共同声明に記載されたコミットメントを想起した。
- 25. 両首脳は、持続可能な開発及びパリ協定に貢献する形で国際貿易の発展を促進することの重要性を想起した。
- 26. 両首脳は、日EUデジタル・パートナーシップの立上げを歓迎した。両首脳は、デジタルトランスフォーメーションに与えられる顕著な優先度がますます高まる中、デジタル分野が日本とアイルランドの官民双方の領域において共通の利益のために協力する重要な機会を提供することを強調した。両首脳は、社会及び経済のデジタル化及びデジタルトランスフォーメーションが更なる経済成長や持続可能な社会を達成するための主要な原動力であることを確認した。両首脳は、かかる共通認識に基づき、国内の改革への努力の重要性を強調し、この分野でのあり得べき協力を探ることにコミットした。
- 27. この文脈で、両首脳は、2019年G20大阪首脳宣言で表明されたように、 プライバシー、セキュリティー及び知的財産権を引き続き維持することにより国

境を越える自由なデータ流通を促進し、消費者やビジネスの信頼を強化する「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)」が、経済発展やイノベーションに不可欠であると確認した。両首脳は、DFFTの概念を具体化するため、WTOプロセスやその他の国際枠組みにおけるものも含め、国際パートナーと連携することへのコミットメントを確認した。この点に関し、両首脳は、また、国境を越えるデータ流通を更に促進する必要性を確認し、両国が共有する自由で民主的な価値の重要性を認め、デジタル保護主義への反対を改めて表明した。

- 28. 両首脳は、日本とアイルランド間の貿易を拡大するためにあらゆる適切な措置 を講じ、特に国際金融サービス、デジタル化、ライフサイエンス、工学及びクリーンテクノロジー、そして食料、農業及びアグリサイエンスの分野において、高付加価値及び高いインパクトをもたらし、持続可能な投資を推進することを決定した。
- 29. 両首脳は、OECD/G20包摂的枠組みで合意されたように、経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応するための2つの柱の解決策の適時かつ効果的な実施への共通のコミットメントを再確認した。
- 30. 両首脳は、日EU協力のより広い枠組みでの協力に沿った形で、二国間協力を次の分野において強化するとの決意を示した。

30.1. 国際金融サービス

- 持続可能な金融やデジタル金融などの共通の関心がある分野における協力案件を特定する。
- アイルランドの欧州金融フォーラムや日本の FinSum などの重要な金融サービス行事への相互の閣僚・高級事務レベルによる出席を促進する。

30.2. デジタル化

- デジタル化の課題を推進するため、デジタル分野で活動するイノベーション主導の中小企業、多国籍企業、研究・学術界及び公的セクターを支援する。

30.3. ライフサイエンス

- ライフサイエンス(製薬、メドテック)における成長促進の機会を 特定する。

30.4. 工学及びクリーンテクノロジー

- 安定的なエネルギー供給を確保しつつ、ネット・ゼロ排出に向けた 現実的なエネルギー転換を達成するために、国の状況に応じた最も 幅広いオプションを探る取組の重要性を認識する。
- 両国がクリーン・エネルギー転換を図る中、クリーン・エネルギー 分野への投資、貿易及びその他のビジネス活動を増進する潜在性を 強調する。

- 風力発電や蓄電池などの分野における両国の民間セクターによって 取り組まれているビジネス活動を歓迎する。
- 30.5. 食品、農業及び農業科学(アグリサイエンス)
 - 日本とアイルランド間で農産品の市場アクセスや双方向の貿易を増進させるため、アイルランドの農業・食糧・海洋省と日本の農林水産省及びその他組織との間の力強い関係を維持し強化する。
 - 農業、農作物、食料技術、食品安全及び獣医学の分野における日本 とアイルランドの協力及び人的・知的交流を促進する。
 - 東日本大震災後の日本産食品に対するEUの輸入規制措置撤廃に向けた協力を継続する。
- 31. 両首脳は、以下により、機関相互の協力の強化を促進することで貿易・投資の機会を増進する意欲を表明した。
 - 31.1. 投資及びビジネスの双方向での促進に向けて、ジェトロ・産業開発庁間及びジェトロ・商務庁間の既存の覚書を効果的に実施する。
 - 31.2. アイルランド経営者連盟(IBEC)と経団連、経済同友会の関与を通じたものを含め、ビジネス間の協力を促進する。
- 32. 両首脳は、2025年大阪・関西万博の成功を期待した。この点を踏まえ、両首脳はアイルランドと大阪及び広範な関西地域との関係や交流の深化と拡大を促進し支援することを決定した。
- 33. 両首脳は、デジタル化、バイオ医薬品、フィンテック、持続可能性、ライフサイエンス、医療機器、そして食品と栄養の分野を含み、但し、それに限らない幅広い分野における研究、開発、イノベーション及び変革における成長の機会を推進することを決意した。
- 34. 両政府は、以下を通じ、社会、環境そして経済上の利益と課題に取り組むため、研究、開発及びイノベーションにおける連携を早期かつ継続的に強化することを 支援し奨励することにコミットした。
 - 34.1. 研究者、高等教育機関、研究機関、政府関係機関及びビジネスの間の研究・イノベーションに向けた取組を強化するための協力機会を探る。
 - 34.2. 科学・技術・工学・数学(STEM)分野や芸術・人文科学への支援、 公共社会政策に貢献する学際的研究への支援を含め、モビリティの機会 や学術・研究者交流を促進する。
 - 34.3.アイルランド科学基金研究センター、同研究研修センター、アイルランド研究協議会、日本学術振興会、日本医療研究開発機構及び科学技術振興機構といった既存の国立機関の下での協力を促進する。

34.4.共通の関心事項において、日本とアイルランド間の研究機関やビジネスの連携を強化する。

「人的つながりを育成する」

- 35. 両首脳は、より深い理解の促進と機会の創出のため、両国民間の関心とつながりを促進することの重要性を認識した。
- 36. 両首脳は、閣僚レベル、高級事務レベル及び議会間の往来の促進と並行して、 企業・業界団体、教育・研究機関、シンクタンク、人的交流に関係している者及 びその他の機関・団体間の関係強化も通じ、ハイレベルでの関与を引き続き強化 していくことへのコミットメントを表明した。
- 37. 両首脳は、日本語研修の取組みを通じたものを含め、両国の外交官の積極的な 関与と貢献を認識し支援していく省庁間の取組を支持した。
- 38. 両首脳は、以下のことを通じ、教育部門における組織間、学術関係者間及び学生間の交流を増進する措置をとることを決定した。
 - 38.1. 高等教育機関における協力を促進すること及び共同プログラム及び共同 学位の提供を通じたものを含め、双方向における交換留学の機会を提供 すること。
 - 38.2. 市場情報及び主要な留学フェアの支援を含め、更なる研究のための場所として各々の国を奨励すること。
 - 38.3. 中等教育レベルにおける多数の日本語学習者を認識し、学術カリキュラムの開発を通じたものを含め、高等教育機関における日本語教育及び日本研究の強化に向けたアイルランドにおける二国間協力を高めること。
 - 38.4. アイルランドを日本人学生のための集中型英語学習プログラムを行う場所の一つと位置付け、政府、企業、学術及びその他の部門全体において、日本における二国間協力を促進すること。
- 39. 両首脳は、同窓会含め、ワーキング・ホリデー制度、JETプログラム、対日 理解促進交流プログラム「MIRAI」等の現存の枠組みの重要性を認識し、若 者が互いの国で生活し、学び、働くという交流を支持した。
 - 39.1. 両政府は、ワーキング・ホリデー制度導入に関する2006年の口上書の交換及びワーキング・ホリデー査証の年間発給件数を2020年から倍増させる2019年の口上書の交換に基づき、需要に応じて当該制度を将来的に拡大させる可能性を模索しつつ、ワーキング・ホリデー制度による若者の交流を引き続き促進することに同意した。

- 39.2. 両政府は、日本とアイルランド間のより大きな理解と交流を育むJET 参加者及びJET同窓会アイルランド支部の活動の双方を引き続き支援 することを表明した。
- 39.3. 両政府は、学術交流の強化のため、両国において大学院受入プログラムを提供する意図を表明した。
- 40. 両首脳は、近い将来の世界における両国間の観光の活性化を重視し、各々の観光産業の育成に向け更に連携する。両首脳は、日本政府観光局とツーリズム・アイルランドを通じて双方向の渡航及び観光を促進することにコミットした。
- 41. 両首脳は、日本とアイルランドの航空当局間の近年の関与に基づくものを含め、 日本とアイルランド間のより良い連結性の進展を支持することにコミットした。
- 42. 両首脳は、新たなアイルランドハウスを文化交流及び公演を促進するための特別な空間として認識しつつ、美術、文学、演劇、音楽、ダンス、映画及びアニメーション、デジタル及びその他の芸術を含む、文化及び芸術における二国間協力及び交流を更に促進する機会を拡げる意図を再確認した。
 - 42.1. 両政府は、2019年の日本及びアイルランドの関係閣僚間の具体的な やり取りを基礎として、両国間の文化協力を拡大することを支持するこ とを決定した。
 - 42.2. 両政府は、アイルランドで毎年開催される日本映画祭の最近の成功を歓迎し、両国の文化機関を通じて日本の伝統及び現代文化を促進することを決定した。
 - 42.3. 両政府は、芸術分野における連携と交流を促進するため、過去の「欧州文化首都」のレガシーを強調した。
 - 42. 4. 両政府は、日本及びアイルランドにおけるアニメーション分野の今後の連携を探求することを決定した。
 - 42.5. 両政府は、「芸術家及びレジデンス芸術家の交流」のための二国間公式 プログラムを探求することを決定した。
 - 42. 6. 両政府は、アイルランドハウスの立上げの前後 1 年程度の期間において、様々な分野におけるアイルランドの展覧会、公演会、文化事業の重要な企画を特集する日本での「アイルランドの季間」の展開及び日本とアイルランド間の連携に向け協力することを決定した。
- 43. 両首脳は、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(東京 2020 大会)を契機に、国家、地域及び地方レベ

ルでの連携を通じ、つながり、知識及び関心を高めることに成功したことを認識 し、スポーツにおける二国間協力を強化する意図を表明した。

- 43.1. 両政府は、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて育まれた国内競技団体及び地方レベルの交流(日本ラグビーフットボール協会、遠軽町、岩手町、袋井市、成田市、松江市及び益田市)を歓迎し、両大会で生まれた人的交流及び文化交流のつながりという、持続可能なレガシーへの支援を表明した。
- 43.2. 両政府は、効果的なプログラムや概念の共有を含め、障害者スポーツや高齢者向けスポーツにおける教訓を共有する機会を探求した。
- 43.3. 両政府は、主要なスポーツイベントの誘致と開催方法に関する知見の共有を促進することを決定した。
- 43. 4. 両政府は、スポーツ・アイルランドと日本のスポーツ庁との間の交流及び知見の共有を促進することを決定した。
- 43.5. 両政府は、競馬及び競走馬の繁殖の分野におけるアイルランド側 (HRI) と日本側 (JRA) の協力を増進する意図に言及した。
- 43.6. 両政府は、互いのアスリートのトレーニング地・事前合宿地になることによる各々の国の利益を支援することにコミットした。
- 43.7. 両政府は、ドーピング防止に係る課題及び世界ドーピング防止機構(WADA)の改革への支援を通じたものを含め、スポーツ・インテグリティを促進する国際的取組みを引き続き支持することにコミットした。

「目的の達成」

- 44. 両首脳は、日本とアイルランド間の関係及び交流を新たな、より高いレベルに引き上げるための意図を強く共有していることを想起するとともに、本共同声明の効果的な実施を支えるべくハイレベルでの関与を継続すること、及び以下にコミットしつつ二国間関係を更に強化することで一致した:
 - 44.1. 双方で受け入れられる頻度で、政務レベルの二国間会合の実施を計画するため、事務レベルでの連絡を継続することを促進する。
 - 44.2. 関係部局の協力を得て、共同声明の実施状況のレビューも含め、オンライン及び対面による副次官・局長レベルでの二国間・政務協議を、双方で受け入れられる頻度で実施するよう促進する。
 - 44.3. 事務レベルに対し、議会間の交流を含むその他の双方向のハイレベル訪問を推進することを奨励する。

- 44.4. 本共同声明の実施を支える活動計画を2023年末までに準備し、現在行われている共同声明のレビューの一環として同計画を見直し、更新する作業を事務レベルに指示する。
- 44.5. それぞれの議会を含む幅広いステークホルダーに向けて、この共同声明に示された効果的な協働について周知すべく、意思疎通のチャンネルを用いる。